

(公印省略)

長福第5846号  
令和2年3月2日

居宅介護支援事業所 管理者 各位

大分市福祉保健部長寿福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係るケアマネジメントの臨時的な対応について（通知）

平素より介護保険事業の運営にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、国内の複数地域で感染経路が明らかでない新型コロナウイルス感染症患者が発生していること等を受け、高齢者福祉施設等における感染症の蔓延を防止することが極めて重要であることから、ケアプランの作成・変更を行う際のケアマネジメント業務について、下記のとおり取り扱うことができるものとします。

ただし、下記の取扱いは各業務の実施を妨げるものではありません。実施する際は、感染予防対策を講じ、実施時間の短縮などの配慮を検討してください。

なお、本通知の適用期間は「当面の間」とし、終了する際は改めて通知いたします。

記

1. サービス担当者会議について

すべての事業者<sup>※</sup>に照会をかけ、状況の報告を受けるとともに専門的な見地から意見を求め、その内容を支援経過等に記録することでサービス担当者会議の開催に代えることができるものとします。その場合は緊密に相互の情報交換を行うことにより利用者の状況等についての情報やケアプラン原案の内容を共有することに努めてください。

2. ケアプランの同意・署名について

ケアプランの同意に関しては、内容<sup>※</sup>について利用者等に電話等で説明して同意を得たことを支援経過等に記録し、署名に関しては郵送等の方法によって対応してください。

3. アセスメントおよびモニタリングについて

利用者や家族、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の責任者より、新型コロナウイルス感染症予防等の観点からケアマネジャーの訪問について拒否や面会禁止措置（自粛要請を含む）があり、居室以外（玄関先や施設のホールや会議室など）においても面接ができない場合は、特段の事情に該当するものとします。なお、ケアマネジャーの事情により面接しない場合は該当しません。

面接できない場合は電話やFAX等で利用者や家族、施設職員、サービス提供事業所職員等より状況の聞き取りを行い、面接できなかった理由も含めて支援経過等に記録してください。また、本通知の適用期間終了後は、ケアプランの残り援助期間の多寡に関わらず速やかに利用者<sup>※</sup>と面接の上実施し、必要に応じてケアプランの見直しを検討してください。

以上

【問い合わせ】  
大分市長寿福祉課地域支援担当班  
電話：537-5746